

2021年12月9日

【件名】 非常事態作戦本部の発表（12/8 付）

【ポイント】

- ・8日、エチオピア非常事態作戦本部は、声明を発表。
- ・11月26日、日本政府はエチオピア全土を危険レベル4（退避勧告）に引き上げ。商用便が運行している間に早急に国外へ退避してください。

【本文】

1 8日、非常事態作戦本部は、銃器の登録について以下のとおり発表。

（1）非常事態作戦本部は、各地で銃器の登録が行われていることに関し、社会と治安部隊が果たした役割を評価する。

（2）銃器の登録期間を延長すべきとの社会からの要請を受け、以前の指令では農村部が対象外であったことも踏まえて、非常事態作戦本部は銃器登録期間を延長すべきと判断し、12月9日から15日間、全ての都市と農村部において銃器の登録を行うことを決定した。

（3）戦地に派遣され、すでに治安維持活動に従事している治安部隊を除く全ての警察機関は、この指示を実行する指示を受けている。

2 11月26日、日本政府はエチオピア全土を危険レベル4（退避勧告）に引き上げました。エチオピア滞在中の邦人の方は直ちに国外に退避してください。情勢の急変により商用便の運行が停止した場合、日本への帰国・国外への退避は非常に困難になります。また、エチオピアを経由する便の利用は控えるようお願いします。

<詳細>

(PC) ==> [https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2021T101.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T101.html)

(携帯) ==> [http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo\\_2021T101.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo_2021T101.html)

3 目的地がどこであれ商用便利用には PCR 陰性証明が必要です。日本行きの商用便を利用する場合、エチオピア出国72時間以内の陰性証明書の厚労省フォーマットへの転記が必要です。同サービスを提供している医療機関は、以下のリンクから確認ください。

[https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00809.html](https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00809.html)

12月8日時点で、ボレ国際空港は正常に運用されており、チケット予約状況も普段どおりです。今後の情勢変化により、商用便の運行停止やチケットがとりづらくなる可能性があります。さらに、新型コロナウイルス感染症オミクロン株に対する各国の水際対策により、商用機の運航に影響が出る可能性も排除できません。各航空会社のHPや旅行代理店を通じ、運航状況を常に確認ください。

4 今後、市内において情勢が急変する可能性もあります。有事の際の対策・退避方法について、以下のとおり案内します。

(1) 市内で緊急事態が発生した場合には、不要不急の外出を避け、群衆やデモ隊、政府及び軍施設には近付かないで下さい。

(2) 身の回りで危険を感じた場合、大使館にご連絡ください。要すれば一時的退避場所を指示します。

(3) インターネットが遮断される場合、当館から在留邦人の皆様への連絡は、主にショートメッセージ（携帯番号宛）で行います。現在当館に登録されている電話番号に変更がある場合、直ちに高橋、中崎までご連絡下さい。

(4) 電話、ショートメッセージも使えなくなった場合、当館はFM放送（99.0HZ）により情報提供を行います。FM受信可能なラジオを備えておいて下さい。

(5) 身のまわりで異常があれば、直ちに以下の当館関係者にご連絡下さい。

高橋：内線501 携帯0911-200721（警備領事）

中崎：内線502 携帯0911-216773（警備領事）

伊田：内線302 携帯0911-503181（総務）

※在エチオピア日本国大使館 011-667-1166（代表）

(6) 緊急時に備えて、「安全の手引き」をご参照ください。

<安全の手引き>

[https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00742.html](https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00742.html)

以上

【在エチオピア日本国大使館】

代表電話：011-667-1166

《緊急連絡先》

警備領事班

0911-200-721（高橋）[eiji.takahashi@mofa.go.jp](mailto:eiji.takahashi@mofa.go.jp)

0911-216-773（中崎）[taisei.nakazaki@mofa.go.jp](mailto:taisei.nakazaki@mofa.go.jp)

0911-503-181（伊田）[toshio.ida@mofa.go.jp](mailto:toshio.ida@mofa.go.jp)

※このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>